



生活福祉資金ってなんだろう



奨学金？ 利子はかかるの？

クリスマスにお正月と何かと出費がかさむ時期となりました。
そして、なんとと言っても高校大学等への進学シーズンも本格的に始まります。
お金がないから夢をあきらめる・・・そんなことを考える前に、皆さんにご紹介したい制度があります！

○生活福祉資金貸付制度とは○

他の貸付制度が利用できない、低所得者世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、国と県が資金を出し合い、民生委員や市町村社会福祉協議会が窓口となり、県社会福祉協議会が無利子や低利子で資金の貸付を行うものです。



○ご利用いただける世帯○

- ・世帯の収入が一定基準以下の世帯(おおむね町民税非課税程度)
- ・障がいのある方が同居している世帯
- ・65歳以上の高齢者が同居している世帯(生活上介護を必要とする状態)
- ・生活保護を受けている世帯 等

○ご利用に際して○

- ・「連帯保証人」が必要です。連帯保証人を立てられない場合でもご利用できますが、利子が加算(年1.5%)されます。
- ・本資金を利用されている方は、連帯保証人になれません。
- ・償還期限内に償還完了できない場合は「延滞利子」が発生します。
- ・お住まいの地区の民生委員が支援、相談にあたります。
- ・貸付決定には、岩手県社会福祉協議会の審査があります。

※ご利用できない方※

- ・生活福祉資金の連帯保証人になっている方
- ・他の負債との関係で、本資金を貸付けることにより、その後の生活を著しく圧迫するおそれがあると判断される方

○お申込は○

- ・貸付資金の種類によって、貸付条件・限度額・必要書類などが異なります。
お住まいの地区の民生委員又は住田町社会福祉協議会へご相談ください。

○資金の種類と内容○

1. 総合支援資金（連帯保証人の有無により無利子又は年 1.5%）

資金種類	貸付限度額	借入ケース
生活支援費	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ※貸付期間 最長1年間	<ul style="list-style-type: none"> ・就職するまでの生活資金が足りない ・公共料金を滞納しており、ガス・水道等が止められるおそれがある ・就職を目指し技能習得したい 他
住宅入居費	40万円以内	
一時生活再建費	60万円以内	

2. 福祉資金（連帯保証人の有無により無利子又は年 1.5%）

資金種類	貸付限度額	借入ケース
福祉費	対象経費により目安あり	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費が足りない ・技能資格をとりたい ・結婚出産葬儀の費用が足りない 他
緊急小口資金	10万円以内（無利子）	

3. 教育支援資金（連帯借受人又は連帯保証人が必要—無利子）

資金種類	貸付限度額	借入ケース
教育支援費	(高校)月35,000円以内 (高専)月60,000円以内 (短大)月60,000円以内 (大学)月65,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・短大、大学、専門学校等へ行きたい ・授業料家賃代通学定期代が足りない ・入学金、制服、カバン等の購入費が足りない
就学支度費	50万円以内	

4. 不動産担保型 生活資金（高齢者世帯のみが対象）

資金種類	貸付限度額
不動産担保型 生活資金	月額30万円以内（宅地の評価額の7割程度） ※宅地の評価額が1千万円以上あること
要保護世帯向け不動産担保型 生活資金	月額は福祉事務所が設定（生活扶助額の1.5倍以内） ※居住用不動産の評価額が500万円以上あること

※注 意※

- ・収入が多く申請が難しい場合は、民間の金融機関等が優先になります。
- ・母子家庭の方は、「母子寡婦福祉資金」が優先となりますので、まずは振興局保健福祉環境部までご相談ください。

○お問い合わせ先○

住田町社会福祉協議会

TEL 46-2300 FAX 46-2321 担当：佐々木

ホームページ <http://www.iwate-shakyo.or.jp/>（岩手県社会福祉協議会）